

(平成16年度支援)

原状回復事業実績事例：山形県上山市廃自動車事案

| | |
|---------------|--|
| 事案の類型 | 産業廃棄物収集運搬業者による廃自動車の不適正処分 |
| 事案の場所 | 山形県上山市内 |
| 行為者 | 山形県山形市内 A社 代表取締役B |
| 規模及び種類 | 敷地面積；約10,000m ² 種 投棄量；2,725t 廃自動車ガラ，廃タイヤ，廃プラスチック類 |
| 支障のおそれ | 廃自動車の解体作業から発生した廃油が廃車ガラ等に付着し、降雨によって下流の河川に油分が流出するおそれがあり、下流域の農業用用水を汚染するおそれがある。また、可燃物を含むことから火災発生のおそれもある。 |
| 対策工の概要 | 当該現場で簡易分別を行い、金属を多く含む廃自動車ガラは圧縮し金属として回収、廃タイヤは切断してリサイクル、廃プラスチック類等は搬出して委託処理した。 |
| 除去した廃棄物の種類及び量 | 搬出量；2,725t 廃車ガラ，廃車ゴミ（廃プラスチック類等），廃タイヤ |
| 代執行費用 | 31,526,250円 |
| 支援した資金額 | 23,644,000円 |

撤去前



【事案概要】

投棄行為者であるA社の代表取締役Bは、地元の土地所有者から土地を借り、平成8年頃から廃自動車を有価物として取り扱い、自動車解体業を当該現場で行っていた。市場変動により、廃自動車が産業廃棄物に該当するようになり、平成11年3月に県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、引き続き自動車解体業を営んでいた。

県は、行為者に対して立入検査を行い、報告書の提出を求め、事業所内の改善を指導したが改善は見られず、廃棄物処理法違反も発覚したために刑事告発し、産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行った。

報告徴収及び調査により判明した排出事業者に対して立入検査を実施し、行為者に自動車の処分を委託していた排出事業者90社に廃車ガラ3,537台を撤去させ、土地所有者には廃油50キロリットルを自主撤去させた。

行為者に対して平成16年2月27日付けで廃棄物を全量撤去し処分するよう措置命令を発したが、履行されなかったため、生活環境保全上の支障を除去するため、代執行により廃棄物を全量撤去した。

代執行後

